

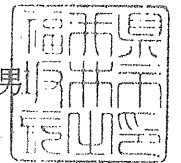
坂井市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の字の区域及び名称を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域及び名称の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による春江随応寺東部土地区画整理事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成29年12月26日

坂井市長 坂本 憲 男



次の区域を坂井市春江町随応寺東に変更する。

大字	字	地番
春江町随応寺	24字 釘田	11の1 12 13の1 13の2 14から21まで 22の1 22の2 23の1 23の2
春江町随応寺	25字 南釘田	10の1 11の1から11の6まで 12の1 12の2 13から16まで 17の1 17の2 18から22まで 23の1 23の2 24の1 24の2 25の1 25の2 26 27の1 27の2 28 29の一部 30の1から30の3まで
春江町境	26字 屋腰	10の一部 24の一部 27の一部 43 46 48の一部
春江町江留中	44字 釘田	1の2の一部 34の一部

春江町江留中	55字 辻	17の1の一部 28の一部
これらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部		

次の区域を坂井市春江町境31字に変更する。

大字	字	地番
春江町境	26字 屋腰	1の1から1の3まで 2の1から2の3まで 3の1から3の4まで 4の1から4の3まで 5の1 5の2 6の1から6の6まで 7の 1 7の2 8 9 10の一部 11 12 15 20の1から20の3まで 21から2 3まで 24の一部 25 26 27の一部 28の1 28の2 40 41の1 42 44 45 47 48の一部

次の区域を坂井市春江町江留中55字辻に編入する。

大字	字	地番
春江町随応寺	25字 南釘田	29の一部